

(陳受23第3号)

委員会中に当該議員が外部の議員とメールでの送受信を可能とする無線LAN導入の正否を決める検証の情報公開に関する陳情

受理年月日 平成23年2月14日

陳情者 西久保2-27-20  
小島 壮介

### 陳情の要旨

「議会で審議中の議員がパソコンを使用しメールの送受信を可能にする」委員会決議の中止を求めた陳情は、事例とした「平成20年1月に開催された全員協議会における、禁止とされていたインターネットの使用とメールの送受信を行った議員が目撃されている」という不適切な行為が議会内の調査によりなかったとして、去る1月24日に議会運営委員会でも不採択となった。しかしながら、十分に検証する必要ありと決議されたので、検証によって事の正否を明確にするために、検証の情報公開を求め陳情いたします。

#### 1 確実な検証の実施

前回の陳情審議において、陳情者が告発した議員のパソコン不正使用の事実を議会の名誉にかかわる大問題として継続審議することを決したが、その後、議員の不適切な振る舞いはなかったとして、陳情は不採択とされました。その調査の内容と評価の基準を情報公開してください。議員が議員を当事者同士で検証するのではなく、事件当日の傍聴者名簿をもとに、善意の第三者による調査を実施することを要望します。

#### 2 議会の使命を問う本質論

陳情不採択を決めた委員会では、陳情者が求めた議会審議の本質論を認めてはいるが、ほんの一部の議員が議会にパソコンを持ち込み、外部の人間とのメールの送受信を可能とすることが、活発に議論すべき議会の使命を否定するという矛盾をつくり出している。そのことに、不安を感じている議員がいないという、無責任、無関心な状況には驚きというほかありません。今後何を検証し、パソコン導入の目的をどう達成したかをはかるチェックポイントを示してください。

#### 3 技術ではカバーできないセキュリティーやモラルに対する懸念の払拭

陳情を不採択としながら検証を行うという決議はまさに事なかれの姿としか思えません。これでは陳情者の危機意識を無視しており、納得させる努力さえ見えません。議会の権力の上にあぐらをかいているというほかなしです。検証が必要と認めらば、なぜ、結論が出るまでパソコン使用を保留にしないのですか。

実にあいまいな決議となりました。昨今、相撲界における八百長メールの発覚、国会予算委員会中での委員長みずからの携帯メールの使用など、モラル崩壊が社会問題となっています。前回の陳情審査では、「私たちは、日ごろから委員外議員が当該委員会議員にメモを渡すことを常としている」という驚くべき発言がありました。検証するという以上、セキュリティーやモラルに対する懸念をどう払拭するのか明らかにすることを要請します。